

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規ニA五判

昭和二十七年二月二十六日
第二千二百八十九号
火曜日

鳥取県告示第八十七号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年二月一日登録した。

昭和二十七年二月二十六日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

要 目 次

- ◆告示 建設業者の登録
- 装蹄師免許証の交付
- 保険医の指定
- 保険医の異動
- 中井手普通水利組合の組織変更認可
- 讃岐井手土地改良区設立認可

告 示

登録番号

年月日

本 現 籍

所

氏

名

業 務 管 理 者

237	昭和 27.2.1	鳥取県八頭郡智頭町智頭三三三 右同	株式会社千代組 浅井 正 弘	建築代理士 藤 森 民 男
236	昭和 27.2.1	鳥取県鳥取市材木町三八 右同	田中建築士事務所 田 中 庄 七	二級建築士 田 中 庄 七

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日=当ル) 火金 昭和二十七年二月二十六日 第二千二百八十九号

昭和三十四年四月十五日 第三種郵便物認可

◇鳥取県告示第八十八号

装蹄師法(昭和十五年法律第八十七号)第五項、第三号の規定により、次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十七年三月二十六日	鳥取県知事	西尾愛治
登録番号	登録年月日	本籍地 氏名
第四七号	昭和二十七年二月二十二日	鳥取県 河戸仁太郎

◇鳥取県告示第八十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十七年二月二十六日	鳥取県知事	西尾愛治
--------------	-------	------

診療科名	診療名称	所在地	氏名	指定年月日
------	------	-----	----	-------

内、循環器科	吉田 医院	鳥取市瓦町一五五	吉田益次郎	昭和二十七年二月一日
齒科	岡本齒科医	米子市加茂町二丁目	荒金 和夫	一月二十日
"	長石齒科医	米子市錦町一丁目	長石淳一郎	"

◇鳥取県告示第九十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和二十七年二月二十六日	鳥取県知事	西尾愛治
--------------	-------	------

診療科名	診療名称		所在地	異動事由	保険医氏名	異動年月日
	新	旧				

外科	金築医院	西伯郡境町字大正町	東伯郡下北條村字下神	所在地変更	金築新吾	昭和二十六年十二月二十三日
----	------	-----------	------------	-------	------	---------------

◇鳥取県告示第九十一号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、下中山村中井手普通水利組合の組織を変更して、下中山村中井手土地改良区となることについて、昭和二十七年二月十九日認可した。

昭和二十七年二月二十六日	鳥取県知事	西尾愛治
--------------	-------	------

◇鳥取県告示第九十二号

東伯郡南谷村大字安歩岸本隆義外十五名の者より申請のあつた南谷村讚岐井手土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十條第一項の規定により、昭和二十七年二月十九日認可した。

昭和二十七年二月二十六日	鳥取県知事	西尾愛治
--------------	-------	------

診療科名	診療名称		所在地	異動事由	保険医氏名	異動年月日
	新	旧				

協田医院	日曹米子診療所	米子市中町一三三	名称変更	協田信一	昭和二十七年二月一日
------	---------	----------	------	------	------------